

国際予備審査機関 KR	韓国知的財産庁	附属書 E KR
次の受理官庁について管轄する 国際予備審査機関 ¹	AE, AU, BN, CL, CO, CV, ID, KH, KR, LA, LK, MN, MX, MY, NZ, PE, PH, SA, SG, TH, US, VN	
国際予備審査機関に支払う手数料：		
予備審査手数料（PCT規則58） ²	韓国・ウォン（KRW）	450,000
追加の予備審査手数料 （PCT規則68.3） ³	KRW	450,000
取扱手数料（PCT規則57.1） ⁴	KRW	313,000
国際予備審査報告に列記された文献の 写しのための手数料（PCT規則71.2）	1ページにつき KRW	100
写しの入手方法	<p>当該国際予備審査機関は国際予備審査報告の郵送日から6か月間、国際予備審査報告に列記された各文献の写しを無料でダウンロード可能とする。</p> <p>文献は次からダウンロードできる。 https://www.patent.go.kr/smart/jsp/kiponet/ma/mamarkapply/infomodifypatent/PCTStatusInfo.do</p> <p>国際予備審査報告の郵送日から6か月経過後、又は文献ダウンロードに問題が発生した場合、出願人は当該機関（電子メール：isa.kipo@korea.kr、ファクシミリ：(82-42) 481 85 78）又は米国PCT Korea Center（電子メール：pctkorea@pctkorea.com、ファクシミリ：(1-703) 388 10 84）に連絡されたい。</p> <p>引用文献の紙形式の写しは上記の手数料の支払を条件として当該国際予備審査機関から直接入手することができる。</p>	
国際出願の一件書類中の文書の写しの ための手数料（PCT規則94.2）	1ページにつき KRW	100
異議申立手数料（PCT規則68.3(e)）	KRW	11,000
遅延提出手数料（PCT規則13の3.2）	KRW	112,500
国際予備審査手数料の払戻しの条件 及び額	<p>過誤又は超過の料金は払い戻す</p> <p>PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し</p> <p>国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し</p>	

[次頁に続く]

- 1 国際出願で電子メールを許可した出願人には、特許性に関する国際予備報告（PCT第II章）（PCT/IPEA/409）の暗号化された写しを電子メールで送付する。これは管轄国際予備審査機関による国際予備審査請求書の受領通知書（PCT/IPEA/402）の末尾に記されたパスワードによって開封することができる。
- 2 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- 3 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- 4 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

KR	韓国知的財産庁 (続き)	KR
国際予備審査のために受理する言語	英語, 韓国語	
調査しないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、韓国の特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか?	なし	
委任状の提出要件の放棄 ⁵		
国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	放棄していない	
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない	
国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	放棄していない	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない	

⁵ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (PCT規則90の2.1から90の2.4; 国際段階の11.048項も参照), 委任状の要件の放棄は適用されない (PCT規則90.4(e)及び90.5(d))。